

# 平成26年度町県民税及び 平成25年分所得税の申告相談の日程について

役場で申告相談をされる方は、下記の日程でご来庁いただき、対象日に都合がつかないときは、なるべく早期にお越しください。また、本年も3月2日と3月9日の2回、日曜の相談日を設けましたが、例年、日曜日は混雑しておりますので、待ち時間が長くなる場合もございますがご承知おきください。平日の来庁が可能な方は、できるだけ早期の平日にお越しください。

月 日	対 象 地 区	月 日	対 象 地 区
2月17日(月)	日向、大城	3日(月)	茂田井 (田町、東町)
18日(火)	野方	4日(火)	茂田井 (西町)
19日(水)	古町、姥ヶ懐、中尾美上下	5日(水)	茂田井 (中町)
20日(木)	町	6日(木)	真蒲、平林
21日(金)	和子、赤沢、中原	7日(金)	上房、山部、滝神
24日(月)	塩沢	9日(日)	平日の来庁が困難な方(全地区)
25日(火)	西塩沢	10日(月)	外倉
26日(水)	細谷	11日(火)	牛鹿、柳沢、五輪久保、虎御前
27日(木)	桐原	12日(水)	大深山、立石、石川
28日(金)	藤沢、蟹原	13日(木)	蟹窪、日中
3月 2日(日)	平日の来庁が困難な方(全地区)	14日(金)	蓼科
		17日(月)	(申告書の受領のみ)

会 場 ■ 立科町役場 3階 大会議室

相談時間 ■ 午前：9時～、午後：1時30分～

受付時間 ■ 当日午前7時から午後5時まで ※時間厳守

(土曜日・相談日以外の日曜日は閉庁日です)

当日の受付用紙に、目安とする相談開始時間が書いてありますので、空いている時間の欄に名前を記入し、時間までにお越しください。(希望する時間に空きがない場合もありますがご了承ください。)

※ 電話での受付はできませんので、ご了承ください。



受付場所 ■ 午前8時20分までは役場正面玄関で行い、それ以降は大会議室で行います。

体の不自由な方は住民係にお声掛けください。

※所得税以外の国税(消費税・贈与税・相続税等)の申告については、佐久税務署へご相談ください。

申告相談の詳しい内容については、過日配付しております「平成26年度町県民税及び平成25年分所得税の申告について」をご覧ください。

## 役場・税務署からのお知らせ

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

また、町県民税は平成26年度から平成35年度までの10年間、均等割が4,500円から5,500円に引き上げられます。